

世田谷区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区公契約条例（平成26年9月世田谷区条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(施策の周知)

第3条 区長は、条例第4条第1項の規定により同項の施策を推進し、及び同条第2項の規定により同項の施策を講じるときは、世田谷区広報その他の啓発事業によりこれらの施策の周知に努めなければならない。

(予定価格)

第4条 条例第4条第3項第1号及び第2号の予定価格は、長期継続契約にあつては当該契約の年額をいい、指定管理者の業務に係る協定にあつては当該協定の年額をいうものとする。

(労働報酬下限額を定める公契約の範囲等)

第5条 条例第4条第3項第1号の規則で定める額は、20,000,000円（工事の請負に係る契約にあつては、30,000,000円）とする。

2 条例第4条第3項第1号に規定する労働報酬下限額は、不動産の買入れ及び物件の借入れに係る契約以外の公契約について定めるものとする。

3 区長は、前項の規定により労働報酬下限額を定めたときは、これを告示しなければならない。

(帳票の提出を求める公契約の範囲等)

第6条 条例第4条第3項第2号の規則で定める額は、500,000円（指定管理者の業務に係る協定にあつては、零円）とする。

2 条例第4条第3項第2号に規定する帳票は、区長が締結し、又は財務部長、財務部経理課長若しくは教育委員会教育長が契約担当者（世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）第2条第2項に規定する契約担当者をいう。）として締結する公契約（不動産の買入れ及び物件の借入れに係る契約を除く。）の相手方である事業者配布するものとする。

3 区長は、条例第4条第3項第2号の規定により前項の事業者と同項の帳票の提出を求めるときは、同号の規定により当該帳票を閲覧に供する旨を当該事業者へ通知するものとする。

4 区長は、労働者、区民等の求めがあつたときは、条例第4条第3項第2号の規定により前項の帳票を財務部経理課又は教育委員会事務局教育総務課において閲覧に供するものとする。

(委員の内訳)

第7条 条例第6条第3項に規定する世田谷区公契約適正化委員会（以下「委員会」という。）の委員の内訳は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数以内とする。

- (1) 学識経験者 5人
- (2) 事業者及び労働者団体の代表者 5人
- (3) 区内に住所、勤務先又は通学先を有する者 2人
- (4) 関係行政機関の職員 1人

(会長及び副会長)

第8条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の双方に事故があるとき、又はその双方が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第9条 委員会は、会長が招集する。

(会議)

第10条 委員会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第11条 委員会は、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第12条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に直接関係のある案件については、議事に加わることができない。

(労働報酬専門部会)

第13条 第8条から前条までの規定は、条例第7条第1項に規定する労働報酬専門部会について準用する。この場合において、第10条第1項中「3分の1」とあるのは、「2分の1」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日規則第35号)

この規則は、平成31年6月1日から施行する。